

Business News

第239号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、社会保険加入のポイントについて社会保険労務士法人みらいコンサルティングに寄稿いただきました。2回シリーズの第1回として、健康保険・厚生年金保険についてご案内します。

社会保険加入のポイント（1）健康保険・厚生年金保険

社会保険の加入手続きが適切に行われていないと、罰則の対象となるだけでなく、従業員が将来受け取る年金額が減ってしまう等で、会社と従業員間の大きな労務リスク(トラブルの可能性)となります。特に、運送業や建設業では、未加入対策が近年厳しく行われています。

今回は、健康保険・厚生年金保険の加入基準をあらためてご案内いたします。

なお、従業員が501人以上の会社については、2016年10月から短時間労働者(パート・アルバイト等)に対する健康保険・厚生年金保険の適用範囲が拡大されましたが、ここでは500人以下の会社を前提とします。

1. 健康保険・厚生年金保険への加入が義務となる会社(事業所)とは

次の(1)または(2)に該当する場合は、加入が義務となります。

- (1) 常時1人以上の従業員(事業主のみの場合を含む)を雇用している法人
- (2) 常時5人以上の従業員を雇用している個人事業所(農林漁業など一部の業種を除く)

2. 健康保険・厚生年金保険に加入対象となる従業員とは

上記1に該当する会社の従業員は、国籍、賃金額、雇用区分等に関係なく、原則として加入することとなります。試用期間中の方や、パート社員・アルバイト・嘱託などの方、20歳未満の方も加入対象です(原則として、70歳以上の人は健康保険のみ加入し、厚生年金保険には加入しません)。

ただし、パート社員・アルバイト・嘱託など、勤務時間や勤務日数が短い人については、次の(1)および(2)を満たす場合に加入対象者となります。

- (1) 1週間の所定労働時間が正社員の3/4以上
- (2) 1か月の所定労働日数が正社員の3/4以上

[例] 正社員の所定労働が1日8時間・週5日の会社で、1日6時間・週5日の勤務のパートは、加入対象。

3. 健康保険・厚生年金保険の加入についてのQ&A

Q1. 雇用契約期間が短い従業員は、加入させなくてもよいでしょうか？

→2か月以内の期間を定めて臨時に雇用する場合は加入対象外(適用除外)となりますが、2か月を超えた場合には、超えた日から加入しなければなりません。また、臨時ではなく、初めから2か月を超えて雇用する予定だが、2か月以内の雇用契約を結ぶという場合は、最初の雇用契約締結日から加入が必要です。

Q2. 「給料の手取りが減るから、加入したくない」というパート社員等は、加入させなくてもよいでしょうか？

→加入基準を満たす場合は、本人の意思にかかわらず加入させなくてはなりません。本人の「加入したくない」という意思を尊重して雇用する場合は、加入対象外となるよう、労働時間数または日数を短くして労働条件を決定する必要があります。

Q3. 学生は加入させなくてもよいでしょうか？

→学生の方であっても、加入基準を満たす場合は加入が必要です。

詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/jigyonushi/index.html>

(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。 Eメール: keiei_support@ms-ins.com
三井住友海上火災保険㈱ 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443/FAX03-3259-9398 URL <http://ms-keiei-support.com/>
※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様へ有益な情報を提供しています。 18-ニュース-279